

# 自立相談支援事業の委託先選定ガイドライン（概要）

- 自立相談支援事業の委託方法について、競争性を確保しつつ、事業の質や継続性を確保するための効果的な方法を検討するため、社会福祉推進事業により自治体や団体へのアンケートやヒアリング、意見交換会を実施。
- 事業内容や支援実績等を踏まえた選定や、複数年度契約等、自治体が自立相談支援事業の委託先を選定する際に参考となるガイドラインを作成。

## ○委託先選定の基本的な考え方

- ・ 委託先の選定は、価格だけではなく事業内容や支援実績等を踏まえた企画提案等による評価プロセスを経て選定することが望ましい。
- ・ 随意契約を行う場合、企画提案等の評価プロセスを経ることや、住民に公表するなど、競争性と透明性を確保する必要がある。
- ・ 契約期間については、事業の継続性を確保する観点から複数年度契約を行うことも考えられる。

## 1) 委託先選定にあたっての評価の留意点

- ・ 選定時の評価指標は、支援実績や相談支援の質を向上させる取組、支援員の処遇改善の仕組み、多機関との協働や他制度・インフォーマルサービスとの連携など地域とのつながりの視点を盛り込むとともに、地域の社会資源を育てる観点も踏まえる。
- ・ 多様な事業者が参加して公平性・透明性・競争性を確保できるよう、事業者を開拓し、制度や当該事業への理解促進に努める。
- ・ 随意契約等においても、事業の評価を自治体・委託先が協働で行う。その際、第三者も含めて評価することが考えられる。

## 2) 委託先選定にあたっての評価の視点

- 制度、地域の実情をよく理解しているか
- 専門的知識や実務経験を有する職員が適切に配置されているか
- 支援員の安定的確保・質の向上につながる工夫があるか(例:支援員の処遇改善、研修の充実等)
- インフォーマルサービスとの連携、他制度のネットワークや多機関との協働、社会資源の開拓を図る工夫があるか 等

## 3) 委託先選定時の評価の体制

- ・ 委託先選定時の評価は、専門的知見を有する第三者も参加する選定委員会を設置するなど、適切な評価を行う体制の構築も重要。

## ○契約期間

支援の質の向上や人材の育成・確保等を見据えて事業の継続性を確保するためには、複数年度契約の方法をとることも有効。複数年度契約の具体的な期間については、困窮法の改正の時期等に併せて3年又は5年を選択している自治体が多い。

### <複数年度契約における留意点>

- ・ 競争性が阻害されないよう地域の関係団体との連携や情報共有を行い、公募型プロポーザル等で広く公募することが望ましい。
- ・ 複数年度契約を行う場合、①債務負担行為の設定(地方自治法第214条)、又は②長期継続契約を定める条例の制定(地方自治法第234条の3、地方自治法施行令第167条の17)を行うことが考えられる。

この他、契約書及び仕様書の作成に係る留意点、財務部局・議会への説明のポイント、委託先候補の開拓、都道府県の役割等を整理。